

随時記者発表

項 目	(速報値)インフルエンザ注意報について			
区 分 等	発 表	月 日 時 分	説 明 者	
	資料配付	3月21日15時00分		
配 付 資 料	別紙のとおり			
発 表 要 旨	<p>浦河保健所管内でインフルエンザ注意報を発令しますのでお知らせします。 なお、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎及び咽頭結膜熱については、引き続き 警報を発令しています。</p>			
報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	<p>住民に対し、手洗い、咳（せき）エチケットの励行、マスクの着用、十分 な栄養や休養をとり抵抗力をつけるなど、感染予防の呼びかけをお願いし ます。</p>			
担 当	<p>北海道日高振興局保健環境部保健行政室（浦河保健所） 健康推進課長 今井 道子 電話 0146-22-3071</p>			

(速報値)インフルエンザ注意報について

令和6年(2024年)3月21日(木)

北海道浦河保健所

(北海道日高振興局保健環境部保健行政室)

電話:0146-22-3071

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和6年(2024年)第11週(令和6年(2024年)3月11日～3月17日)において、浦河保健所管内の定点医療機関あたりのインフルエンザ患者報告数が、注意報基準である10人以上となりましたので、注意報を発令します。

道内においては、感染者が第5週から注意報レベル、第10週から警報レベルと増加しており、今後さらに流行が拡大する可能性がありますので、感染予防に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしましょう。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケットに気をつけましょう。
- 適切な湿度(50%～60%)を保ちましょう。
- 感染が疑われる場合は、医療機関の受診をお願いします。

2 インフルエンザとは

インフルエンザウイルスの感染により、突然の高熱と全身のだるさ、筋肉痛などの全身症状が起こり、これらの症状の他にのどの痛みや咳などの呼吸器症状が現れます。通常は発熱が2～3日続き、一週間程度で回復しますが、時には重症化することもあります。インフルエンザは通常は11月下旬から12月上旬に流行りだし、翌年の1月から3月頃に患者が増加しますが、今年度本道では、例年より早い段階で流行入りの目安を超え、10月下旬から大幅に患者が増加しています。

3 その他

(1)最近の5週における定点あたり報告数(速報値)(表示は、「患者/定点」単位:人)

	第7週 (2/12～2/18)	第8週 (2/19～2/25)	第9週 (2/26～3/3)	第10週 (3/4～3/10)	第11週 (3/11～3/17)
浦河管内	2.67	1.33	3.67	4.67	12.67
静内管内	4.00	5.33	9.67	33.00	27.00
全道	21.12	24.21	27.37	35.01	33.66
全国	20.65	16.78	13.97	16.14	—

※第11週の患者報告数は速報値。

全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL:<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

(2)インフルエンザの流行開始・注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査事業により、全道のインフルエンザ定点医療機関(施設数:220か所)を受診したインフルエンザ患者数があらかじめ定めた流行開始や注意報・警報の発令基準値を超えた場合に発令します。

注意報は、流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを示しており、流行発生後であれば、その流行がまだ終わっていない可能性があることを示しています。

また、警報は、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

【発令基準】流行開始:1定点医療機関あたりの受診患者数が一週間で1人以上の場合

注意報: " 10人以上の場合

警報: " 30人以上の場合

※ 警報発令後は1定点医療機関あたりの受診患者数が10人以上の場合に警報を継続